

第6号の3様式（その3）記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を行う法人（同項第1号、第2号又は第3号に掲げる事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業のうち2以上の事業と同項第4号に掲げる事業とを併せて行う法人を含みます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所等）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
6「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気供給業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
7「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載します。なお、（ ）内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。 ＊ 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します（かつこ内は除きます。）。
8「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「前期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 法第23条第1項第4号の2ロ又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5ロに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ハに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第2号若しくは第3号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第2号若しくは第3号に定める金額	
10「予定申告税額②」	(1) 「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額①」の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。	

	* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「この申告により納付すべき法人税割額④」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
12「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
13「円×⑤/12 ⑥」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区のみには事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみには事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県の均等割額	(1) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
14「所得割額⑨」、「付加価値割額⑩」、「資本割額⑪」	(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（④から⑥まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。 (2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑩及び⑪の各欄には金額を記載せず、⑨から⑥までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑨の欄に記載します。 (3) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (4) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
15「収入割額⑫」	(1) 前事業年度の収入割の金額（⑥の欄の金額）を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。 * 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て	

	た金額を記載します。	
16「所得割額⑬」、「付加価値割額⑭」、「資本割額⑮」、「収入割額⑯」	(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（㉘から㉚まで）をそれぞれ前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額をそれぞれ記載します。 (2) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑭及び⑮の各欄には金額を記載せず、㉘から㉚までの各欄の金額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。 (3) 前事業年度終了の日において法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人であった法人が、この申告の期間の末日において同号イに掲げる法人に該当することとなった場合には、⑬の欄には金額を記載せず、㉘と㉚の各欄の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を⑯の欄に記載します。 (4) 通算子法人のこれらの欄の計算に当たっては、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (5) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
17「付加価値割⑰」、「資本割⑱」、「収入割額⑲」	(1) 前事業年度の事業税の割ごとの金額（㉛から㉝まで）を前事業年度の月数で除して得た額の6倍に相当する額を記載します。 * 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
17「前事業年度の特別法人事業税額（㉞の金額）⑳」	(1) 前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細において算出された㉞の欄の金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
18「特別法人事業税額㉑」	(1) ㉑の欄の金額を、前事業年度の月数で除して得た額に6を乗じて算定します。 * 通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載します。 (2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
19「この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額㉒―㉔ ㉕」	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
20「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉖」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と㉕の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
21「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係	

	る通算親法人の事業年度の期間を記載します。	
22「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」 (②⑥から③⑥までの各欄)	(1) ②⑥から③③までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。 (2) ②⑥の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑤の欄の金額を記載します。 (3) ③⑤の欄は、②⑥の欄のかっこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のこれらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の第6号様式別表1の2に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人の③⑤の欄は、②⑦の欄の金額に②⑥の欄のかっこ外のコの金額に対する同欄のかっこ内の金額の割合を乗じて得た金額を記載します。
23「前事業年度の事業税額の明細」及び「前事業年度の特別法人事業税額の明細」(③⑦から③⑥までの各欄)	(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の確定申告書に記載した金額を記載します。③⑧の欄について、軽減税率適用法人は、前事業年度の確定申告書に記載した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の③②の欄の金額を、軽減税率不適用法人は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の③③の欄の金額を記載します。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定による申告をする場合には、前事業年度の法第72条の2第1項各号に掲げる事業の区分ごとに所得、付加価値額、資本金等の額又は収入金額の総額の月数換算額を、当該期間の分割基準により算出した第10号様式の当該都道府県分を記載します。	(2)の場合には、第10号様式を添付してください。